

全日病発 第 405 号

2020 年 4 月 1 日

公益社団法人 全日本病院協会
健保連人間ドック健診実施指定施設 各位

公益社団法人 全日本病院協会
会 長 猪 口 雄 二
人間ドック委員会
委員長 西 昂

健保連人間ドック健診の実施における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本会事業活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本会は「健康保険組合連合会（健保連本部）」との契約に基づき、条件を満たす人間ドック実施施設を指定（紹介）しております。
標記について以下の通りご連絡申し上げます。

①健保連人間ドック健診の実施、中止について

施設内感染の防止対策として、上記健診を実施しない場合には、事前に申込者の保険者に確認のうえ、原則は「延期」としていただき、後日に再予約・実施ができる体制を整えてください。

肺機能検査の中止等、一部検査を行わない場合も同様に、保険者への事前確認、後日の実施対応をお願い申し上げます。

なお、延期した検査の開始時期については、社会情勢や健診施設の受入環境、受診する本人および保険者の状況を鑑みて設定していただくこととなりますので、早期の実施を求めるものではありません。

②「健保連人間ドック健診」以外の人間ドック・健診について

現在、健診の中止、および一部検査の中止については、保険者や事業所ごとに対応が異なっております。健診施設の判断で中止をする場合には、必ず保険者や事業所に確認の上、中止をしてください。

一部検査を実施しなかった場合、未実施検査部分の金額を差し引いて請求されることも考えられますので、個別に交渉し、事前に保険者の了解を得てご対応ください。

なお、労安法に基づく健康診断は令和 2 年 5 月末まで延期可能とされております。

【参考】厚生労働省ホームページ

- ・[「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」：令和 2 年 3 月 19 日時点版](#)【6 安全衛生】参照